

(仮称)藤崎こども園整備設計業務委託 プロポーザル募集要項

目 次

項 目	ページ
1. 業務の概要	1
2. 参加資格	1
3. プロポーザルに係るスケジュール	2
4. 審査方法	2
5. 第一次審査	3
6. 第二次審査	3
7. 応募手続き	4
8. 設計業務委託の契約	7
9. 委託限度額	7
10. 技術提案を求めるテーマ	8
11. 計画地の概要	8
12. 計画概要	9
13. 事業スケジュール(予定)	10
14. 想定事業費	10
15. 委託内容	10

別記様式 ----- 別添 別記様式集による
参考図 ----- 別添 参考図による

令和3年5月28日
習志野市
こども部こども政策課

(仮称)藤崎こども園整備設計業務委託

プロポーザル募集要項

1. 業務の概要

(1) 業務名

(仮称)藤崎こども園整備設計業務委託

(2) 業務内容

(仮称)藤崎こども園整備に係る基本計画策定、基本設計、実施設計業務(既存建物解体設計共)

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和5年3月31日まで(令和3年度～4年度継続事業)

(4) 計画概要

- ① 建物名称 幼保連携型認定こども園習志野市立(仮称)藤崎こども園
- ② 所在地 習志野市藤崎四丁目20番以下未定(現藤崎小学校プール敷地)
- ③ 建物用途 幼保連携型認定こども園
- ④ 敷地面積 約2,396㎡(開発行為による道路拡幅部を含む、令和3年12月末までに確定測量を完了予定)

2. 参加資格

参加資格の要件を有する者は、参加表明書等の提出日(別に記載のあるものは除く)までに以下に掲げる要件を満たす者としてします。

- (1) 習志野市入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録され、かつ登録区分「測量・コンサル」のうち業種「建築関係建設コンサルタント業務」に登録されている者であること。
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がある者であること。
- (3) 一級建築士(常時3ヶ月以上の雇用関係にある者に限る)の資格を有する者1名を、本業務の管理技術者として配置できる者であること。なお、管理技術者は担当主任技術者を兼務することはできないものとします。
- (4) 総合(意匠)、構造、電気設備、機械設備の各分担業務分野について、1名ずつ選定し、本業務の担当主任技術者として配置できる者であること。ただし、構造については、兼務しても構わないこととします。
- (5) 常時3ヶ月以上の雇用関係にある者を、本業務の総合(意匠)分野の担当主任技術者として配置できる者であること。
- (6) 千葉県・東京都・埼玉県・神奈川県・茨城県に本店又は入札・契約に係る権限を委任された営業所等を有する者であること。
- (7) この公告の日から本委託業務の候補者決定の日までの間に、習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成18年4月1日施行)に基づく指名停止措置又は習志野市契約における暴力団対策措置要綱(平成12年2月1日施行)に基づく入札参加除外措置を受

けていない者であること。

- (8) 平成23年度以降、日本国内において、延べ面積1,000㎡以上の幼保連携型認定こども園又は保育所(0歳児から5歳児までの全ての乳児・幼児を保育対象としている幼保連携型認定こども園又は保育所に限る)の新築・改築に係る基本設計及び実施設計業務を元請けとして受注し、参加表明書等の提出日までに履行が完了した実績を有する者であること。なお、新築とは、既存建物のある敷地内に別棟で一部機能のみを増築する場合を除くこととし、改築とは、建物の全部について改築することとします。
- (9) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
- ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は本委託業務の契約候補者決定の前日6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。
 - ② 会社更正法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (10) 法人税法(昭和40年3月31日法律第34号)、地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)、消費税法(昭和63年法律第108号)に定める税金を滞納していないこと。

3. プロポーザルに係るスケジュール

日時又は期間	内容
令和3年5月28日(金)	募集要項の公表
令和3年5月31日(月)～ 令和3年6月4日(金)午後5時	質問書受付期間
令和3年6月9日(水)	質問書の回答
令和3年6月11日(金)～ 令和3年6月16日(水)午後5時	参加表明書等(第一次審査書類)の受付期間
令和3年6月24日(木)	第一次審査結果の通知(予定)
令和3年7月8日(木)～ 令和3年7月14日(水)午後5時	技術提案書等(第二次審査書類)の受付期間
令和3年7月19日(月)	提案ヒアリング(予定)
令和3年7月27日(火)	第二次審査結果の通知・公表(予定)

※日程に変更がある場合は、市ホームページに掲載します。

※現地見学会は行いません。

4. 審査方法

- (1) 本プロポーザルは公募型プロポーザルとし、二段階方式で実施します。(仮称)藤崎こども園整備設計候補者選考委員会設置要綱に規定する委員会が審査し、特定します。
なお、委員は以下のとおりとします。

委 員	
委員長	こども部長
副委員長	資産管理室長
委 員	こども部副技監
委 員	施設再生課長
委 員	こども部主幹(こども保育課)

5. 第一次審査

(1) 審査内容

参加表明書等の審査により、委員会が次の事項を審査します。
参加資格を有する応募者が多い場合は、評価点の上位3者程度を選定します。

評価項目	配点(15点満点)
① 配置予定の技術者の資格	5
② 配置予定の技術者の業務実績	10

(2) 第一次審査結果の通知

審査結果について、令和3年6月24日(木)に文書発送し、応募者に通知します。(応募及び審査状況により変更となる場合があります。)なお、評価結果は、応募者に通知しないこととします。

6. 第二次審査

(1) 審査内容

技術提案書等の審査及びヒアリングの内容を踏まえ、委員会が次の事項を審査します。審査結果により、最優秀者(第一位契約候補者)及び優秀者(第二位契約候補者)を特定します。なお、評価点が100点満点の内60点に満たない場合及び評価項目②又は③のうち、委員のいずれかが0点の評価をした場合は契約候補者として特定しないこととします。

評価項目	配点(100点満点)
① 第一次審査の評価点	15
② 業務実施方針	25
③ 評価テーマに対する技術提案	50
④ 受託予定金額	10

※ 同点の場合は、評価項目③評価テーマに対する技術提案の評価点が高い方を上位の者としてします。

(2) 提案ヒアリングの実施

技術提案書等の内容について、次のとおり応募者ごとにヒアリングを行います。

① 実施日時(予定)

令和3年7月19日(月) ※詳細については、応募者に別途通知します。

② 実施場所

千葉県習志野市鷺沼二丁目1番1号

習志野市役所 市庁舎

③ 出席者

実際の設計担当者となる者を含めて3名以内とします。説明及び質疑応答については、管理技術者又は総合(意匠)分野の担当主任技術者が行ってください。

④ ヒアリング内容

評価項目②及び③の内容について、説明時間10分以内で説明してください。その後、質疑応答を35分以内で行います。

なお、説明は、パワーポイントを使用することを可としますが、説明及び視覚的表現については、提出のあった技術提案書等に記載したものと同一としてください。パソコンは応募者側で用意してください。(プロジェクター、スクリーンは事務局で準備します。)

(3) 第二次審査結果(契約候補者)の通知

審査結果については、令和3年7月27日(火)に応募者に通知するほか、市ホームページに最優秀者(第1位契約候補者)及び優秀者(第2位契約候補者)の事業者名及び評価点を公表します。(応募及び審査状況により変更となる場合があります。)

また、市ホームページへの審査結果の公表にあわせて、応募者数についても公表します。

7. 応募手続き

(1) 募集要項等の公表

① 公表方法

令和3年5月28日(金)に募集要項等を市ホームページに掲載します。様式は、必要に応じダウンロードをして使用してください。

② 質問書の受付

募集要項等の内容について、次により質問を受付します。

(ア) 受付期間

令和3年5月31日(月)から令和3年6月4日(金)午後5時まで

(イ) 提出方法

質問書(別記第8号様式)により作成のうえ、事務局(こども政策課)へEメール又はFAXにより提出してください。なお、提出後は事務局へ送受信等の連絡をしてください。

(ウ) 質問に対する回答

上記の質問に対する回答について、令和3年6月9日(水)に市ホームページにて公表します。

(2) 参加表明書等の提出

① 提出場所

【担当部局(事務局)】

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼二丁目1番1号

習志野市役所 こども部 こども政策課

TEL 047-453-7329 (直通)

FAX 047-453-5512

E-mail koseipropo@city.narashino.lg.jp

② 提出期間

令和3年6月11日(金)から令和3年6月16日(水)午後5時まで

③ 提出書類

参加表明書等の提出は以下のとおりとします。なお、参加表明書等の提出後、応募者がプロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに文書で届け出てください。

(ア) 参加表明書(別記第1号様式)

(イ) 別記第2号様式～別記第4号様式

(ウ) 2. 参加資格(2)、(3)の資格を証するもの

- ・ 一級建築士事務所登録証明書の写し
- ・ 一級建築士免許書等の写し
- ・ 常勤又は社員であることを証明できるもの

(エ) 法人の概要

- ・ 会社名、設立年月、資本金、本社所在地、技術者数、業務内容及び連絡先を記載したもの(任意様式)
- ・ 役員名簿

④ 提出方法

(ア) 持参、郵送又は宅配によるものとします。(持参の場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとします。また、書類確認を行うため事前に来庁時間を予約してください。)

(イ) 郵送及び宅配の場合、令和3年6月16日(水)午後5時までに必着とします。なお、郵送の場合は配達証明付きの書留郵便に限るものとします。

(ウ) 郵送及び宅配の場合、封筒に「プロポーザル参加表明書在中」と朱書し、受領書送付用として宛名を明記し、84円切手を貼付した長形3号の封筒を同封してください。

⑤ 提出部数

4部(正1部、副3部) ※副本は社名が特定できる記載等を除いてください。

⑥ 参加表明書等の留意事項

(ア) 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とします。

(イ) 提出書類は返却しません。

(ウ) 提出後の記載内容の追加、修正はできないものとします。

- (エ) 提出書類は必要な範囲内において複製、複写することがあります。
- (オ) 提出された管理技術者及び担当主任技術者は、原則、変更できません。

⑦ 失格条項

- 次のいずれかに該当する場合は、失格とします。
- (ア) 資格要件を満たさない者が書類を提出したとき。
- (イ) 書類に虚偽の記載があったとき。
- (ウ) 提出方法、提出期限、様式を守らないとき。
- (エ) 4. (1)で規定する委員に対し、審査の公平さに影響を与える接触を行った場合。
- (オ) その他委員会が不適格と認めた場合。

(3) 技術提案書等の提出

技術提案書等の提出者に選定された者は、次により技術提案書等を提出してください。

① 提出場所

担当部局(7. (2)①と同じ)

② 提出期間

令和3年7月8日(木)から令和3年7月14日(水)午後5時まで

③ 提出書類

技術提案書等の提出は以下のとおりとします。

- (ア) 技術提案書(別記第5号様式)
- (イ) 業務実施方針及び受託予定金額(別記第6号様式)
- (ウ) 評価テーマに関する提案書(別記第7号様式)

④ 提出方法

- (ア) 持参、郵送又は宅配によるものとします。(持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時までとします。また、書類確認を行うため事前に来庁時間を予約してください。)
- (イ) 郵送及び宅配の場合令和3年年7月14日(水)午後5時までに必着とします。なお、郵送の場合は配達証明付きの書留郵便に限るものとします。
- (ウ) 郵送及び宅配の場合、封筒に「プロポーザル技術提案書等在中」と朱書し、受領書送付用として宛名を明記し、84円切手を貼付した長形3号の封筒を同封してください。

⑤ 提出部数

10部(正1部、副9部) ※副本は社名が特定できる記載等を除いてください。

⑥ 技術提案書等に要する費用

費用は、すべて応募者側の負担とします。

⑦ 技術提案書等の留意事項

7. (2)⑥に記載の他、下記に記載のとおりとします。なお、技術提案書等における視覚的表現の取扱いについては、別添の国土交通省が公表している「建築設計業務委託の進め方ー適切に設計者選定を行うためのマニュアルー」(平成30年5月全国営繕主管課長会議)の49～53ページを参照してください。

- (ア) 技術提案書等は、1者につき1提案とします。
- (イ) 技術提案書等は、公表する場合があります。ただし、本市と応募者との協議において、公表されることにより応募者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとします。特に別記第7号様式は公表することを踏まえて作成してください。
- (ウ) 市が必要と認めるときは、技術提案書等を無償で使用できるものとします。また、技術提案書等に含まれる第三者の著作権の使用に関しては、応募者が第三者の承諾を得てください。
- (エ) 技術提案書等は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述してください。
- (オ) 視覚的表現は、文章を補完するための必要最小限な範囲においてのみ認めますが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現をしてはならないものとします。
- (カ) 技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはありません。
- (キ) 説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分(例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合)は、評価対象となりません。
- (ク) 応募者(協力事務所を含む。)を特定することができる内容の記述(具体的な社名(組織名)、技術者名、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等)を記載しないでください。

⑧ 失格条項

- 7.(2)⑦に記載の他、委託限度額を超える受託予定金額を記載した場合とします。

8. 設計委託業務の契約

- (1) 市は、最優秀者(第1位契約候補者)と契約締結交渉を行うものとします。その場合に、契約金額は提案した受託予定金額以内とします。
- (2) 市は、技術提案を尊重しますが、設計委託業務において市の方針を優先いたします。
- (3) 最優秀者(第1位契約候補者)が7.(2)⑦に記載の失格条項に該当すると認められた場合、又は市と業務委託契約締結交渉が不調となった場合は、次順位である者と契約交渉を行うことができるものとします。
- (4) 選定後、応募者の資格要件を満たさなくなった場合、設計取組体制が著しく変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すことがあります。

9. 委託限度額(消費税含む)

61,069,800円

10. 技術提案を求めるテーマ

(1) 園舎・園庭等と所要室の配置計画について

12. (1)及び(2)に基づき、こども園の運営・各種行事を考慮(子ども達が健やかに成長することができ、安心・安全面が確保されたこども園の考え方)した上で、計画敷地内に園舎をおさめるとともに、園庭を最大限かつ有効に同敷地内に設けること。併せて、必要諸室を考慮したゾーニングを行うこと。ただし、今回の提案においては 12. (1)③による駐車場及び駐輪場は全て、藤崎小学校の敷地の一部(必要最小限の範囲に限る)に設けた配置計画とすること。

(2) 費用対効果について

イニシャルコスト及びランニングコストを抑え、効率的な施設整備となるよう工夫を図ること。

11. 計画地の概要

(1) 用途地域等

- ① 所在地 習志野市藤崎四丁目 20 番以下未定(現藤崎小学校プール敷地)
- ② 敷地面積 約 2,396 m²(開発行為による道路拡幅部を含む、令和 3 年 12 月末までに確定測量を完了予定)

③ 用途地域等

用途地域	第一種低層住居専用地域
防火地域	指定無し
建蔽率	50%
容積率	100%
高度地区	指定なし
日影規制	1.5m 4 時間－2.5 時間
その他地区等	建築基準法第 22 条指定区域、絶対高さ 10m

(2) インフラ整備状況等

- ① 上水道 習志野市企業局から供給
- ② 下水道 公共下水道処理区域
- ③ 電力 東京電力から供給
- ④ ガス 習志野市企業局から供給
- ⑤ 接道 南西側道路 6.00m(建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号道路)
北西側道路 5.46m(建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号道路)
北東側道路 5.46m(建築基準法第 42 条第 1 項第 3 号道路)

※ 道路境界は未確定であり、令和 3 年 12 月末までに確定協議を完了させる予定です。

(3) 周辺環境等

計画地は、習志野市の中央北側に位置し、周辺には藤崎小学校、隣接して低層住宅が立地しています。また、北西側道路の対向側は船橋市であり、崖地で計画地側が崖下になっています。

12. 計画概要

(1) 整備方針

「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」におけるこども園整備の課題と基本的な考え方に基づき、第五中学校区に整備するこども園として、藤崎小学校プール敷地内に、(仮称)藤崎こども園を整備します。また、不足が見込まれる外構用地として藤崎小学校の一部(旧藤崎児童会の敷地周辺)を借用することも想定し、基本計画において複数案を比較検討して決定します。

① 配置計画

- ・ こども園としての園庭を確保すること。

② 園舎の整備

- ・ こども園、小学校、児童会、地域それぞれの動線及び安全に配慮した計画とすること。
- ・ イニシャルコスト及びランニングコストのそれぞれにおいて、経済性に配慮した計画とすること。

③ 駐車場・駐輪場の整備

- ・ 保護者の送迎用として、駐車場及び駐輪場を計画とすること。(藤崎小学校の一部(旧藤崎児童会の敷地周辺)を必要最小限の範囲で借用し、駐車場及び駐輪場の整備を行うことも想定しています。)

(2) 施設条件

① 想定面積

(ア) 延べ面積:2,100 m²程度

※ できる限りコンパクトな計画とすることとします。

(イ) 建築面積:1,100 m²程度

② 定員(最大想定人数)

年 齢	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	合 計
長時間児	8 人	20 人	24 人	30 人	30 人	30 人	142 人
短時間児	—	—	—	30 人	30 人	30 人	90 人
合計	8 人	20 人	24 人	60 人	60 人	60 人	232 人

③ 必要諸室として想定しているもの

(ア) 保育室(0歳児(沐浴・調乳室含む)、1歳児(ほふく室含む)、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児、一時)

(イ) 午睡室(多目的室)

(ウ) 給食室(検収室等含む)

(エ) 遊戯室

(オ) 管理諸室(職員室、会議室、休憩室、更衣室、保健室、教材室、倉庫、物干し場)

(カ) こどもセンター(事務室、相談室、遊戯室)

(キ) 便所(児童用(乳児用、幼児用)、職員用)

作業等含む)

- (3) プール(プール付属室を含む)及び旧藤崎児童会の解体設計
- (4) 地質調査、土壌調査、アスベスト調査(既存建物)
- (5) パースの作成
- (6) 業務支援

基本計画案・基本設計案・実施設計案等を検討するための会議・近隣住民等を対象とした説明会等への参加、これらの資料作成、記録簿の作成等。